

近江八幡市では、以前から民間保育施設が8割を超える実態のもと「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な保育ニーズに応え、待機児童の解消を早急に実現するため、施設ハード整備と保育人材確保策による量的拡充および保育の質的向上に、市独自施策も含めて官民協働で必死に取り組んできたところである。

しかし、民間保育所施設整備補助事業の応募事業者は少なく、養成機関から保育施設に就職される新卒者も、離職後の有資格者の復職雇用も少ない状況となっている。このため、民間保育施設では、人材紹介会社に多額の紹介手数料を支払って人材確保に取り組んでいただいているが、職員構成のバランスや連携の課題に加え、重要な保育の質向上に向けた研修機会確保が難しくなるなど負の連鎖が増している。

教育・保育の無償化後、母親の就労率が上昇し保育ニーズが一段と高まるとともに、加配配置を必要とする子どもの増加に伴い、インクルーシブ保育体制の構築や医療的ケア児の受入れ推進が求められる状況に加え、次年度から「こども誰でも通園制度」の開始が予定されており、より一層人材不足に拍車がかかっているところである。今日、保育施設は、子育て家庭を支える地域の子育て支援拠点等、多角的な役割が期待されており、まさに生活インフラとして必要不可欠なものとして存在感が高まる一方で、保育人材確保が追いつかず、待機児童問題が解消しない事態となっている。

この待機児童解消に至らぬ最大の要因として、「保育分野の給付における地域区分の問題」がある。民間保育所等の運営財源となる施設型給付費は、現行制度では公定価格における公務員の地域手当の地域区分に準拠しており、この地域区分については、子ども・子育て支援新制度導入時に補正ルールが創設され、令和2年度には補正ルールが追加されたところであるが、この補正ルールの追加適用により本市と同じ地域手当未支給の隣接市では2段階上がり、また、同じ圏域の未支給隣接町でも1段階上がるなど、適切な実態反映とは真逆の格差拡大が生じており、県内13市のうち、依然として本市のみ無支給地として取り残されている。

その結果、事業者の運営資金力の格差が保育士給与に反映され、より給与が高い他市町に保育人材が流出している実態が顕著となり、本市は、医療保健福祉圏域として同じ経済生活圏域をなす他市町よりも、またJR3駅を有する本市がJR沿線で隣接する他市よりも、保育人材の確保が一層厳しい状況になっている。

また、全国市長会では、子ども・子育てに関する重点提言の「公定価格」の事項において、「全ての施設が安定的に運営できるよう、自治体等の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定することや地域区分について地域の実情に即したものとなるよう見直すこと」を求められてきたが、実現には至っていない状況である。

よって、不合理な自治体間格差を生じさせ、待機児童未解消等の根本要因となっている「公定価格」の地域区分について、実態と設定の不一致の状態が現にあることから、国におかれては、下記のとおり、令和6年度から保育分野の給付における地域区分の見直しを実施されるよう強く要望する。

記

- 1 同一の経済生活圏域を構成する自治体をもって、県が医療保健福祉等の広域行政圏域を設定している場合においては、同一圏域内の自治体間において格差が生じること自体が実態と大きく乖離し矛盾するため、同一圏域内の最も上位の自治体と同じ区分へと引き上げる「第3の補正ルール」を新たに創設し導入すること。

2 従前の補正ルールの適用により隣接自治体の格差が2段階（2等級）以上に拡大した場合、均等を図るため、低位の隣接自治体の格差を1段階（1等級）引き上げる「第4の補正ルール」を新たに創設し導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

近江八幡市議会議長 岡田 彦士

衆議院議長	細田 博之 殿	} 宛
参議院議長	尾辻 秀久 殿	
内閣総理大臣	岸田 文雄 殿	
財務大臣	鈴木 俊一 殿	
内閣府特命担当大臣（こども政策）	加藤 鮎子 殿	